

◇大阪市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

- 1 建築物の確認に関する事務等を行う建築主事の範囲を改めることにしました。
- 2 この規則は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(計画調整局建築指導部建築企画課)